

社会福祉法人伊予市社会福祉協議会 正規職員募集要項

次のとおり伊予市社会福祉協議会の職員採用試験を行います。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
事務職員	1名	伊予市内の事業所に勤務し、いずれかの事業に従事します。 ○総務企画（法人運営部門）の業務 ○地域福祉（地域生活支援ワーカーなど）の業務 ○生活相談支援（法人後見事業、生活困窮者自立相談支援事業など）の業務 ○在宅福祉（介護・生活支援サービス部門）の業務

2 応募資格

試験区分	受験資格
事務職員	○平成3年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく大学及び短期大学又はこれと同等と認める専門学校を卒業した者又は令和8年3月末日迄に卒業見込みの者。 ○社会福祉士の資格を有する者。（令和8年3月末日迄に取得見込みの者） ○普通自動車免許取得者又は採用予定日までに普通自動車免許を取得できる者。 ○ワード、エクセルなどを使ったパソコン操作ができる者。

※受験資格に関わらず、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- (ア) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- (イ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者。

3 試験の日時・場所・内容

日時	場所	内容
令和7年10月5日（日） 午前9時から （受付：午前8時30分から）	伊予市尾崎3番地1 伊予市社会福祉協議会 （伊予市総合保健福祉センター2階会議室）	作文及び面接試験

- ◇ 試験日には受験日程の書類、鉛筆(HB)、消しゴムを持参してください。
- ◇ 携帯電話の使用は禁止します。
- ◇ 試験の合格発表は10月中旬の予定です。

4 合格から採用まで

- (1) 採用は、令和8年4月1日の予定です。
但し、受験資格がないこと、虚偽の受験申込書の記載が判明した場合は、合格を

取り消します。

- (2) 伊予市社会福祉協議会職員就業規則により、採用の日から 3 ヶ月間は試用期間となります。

5 勤務条件

(1) 勤務時間

原則、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 給料

初任給(大学卒 213,600 円、短大・専門学校卒 204,400 円、
高校卒 188,000 円)を基に、経験、資格、業務の内容等を考慮し決定します。

(3) その他

他の勤務条件、手当等については伊予市社会福祉協議会職員就業規則及び給与等支給規程に基づきます。

6 受験手続

(1) 申込先

- ◇ 下記の場所に持参又は郵送してください。
- ◇ 郵送の場合は、封筒の表面に「採用試験申込」と朱書きし、書留としてください。

(2) 提出書類

○履歴書（市販のもの）

履歴書用紙に必要事項を記入し、最近 3 か月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦 4 cm×横 3 cm、裏面に記名）を貼付してください。

○最終学校卒業（見込）証明書（締切日までに取得が困難な場合は「卒業証書の写し」でも可）

○職務経歴書（新規学卒者以外）

○免許その他資格証明書の写し

(3) 受付期間

募集日から 9 月 10 日（水）まで

- ◇ 持参する場合は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間に、伊予市社会福祉協議会事務所（伊予市尾崎 3-1）総務福祉係まで。（土、日、祝祭日を除きます。）
- ◇ 郵送の場合は、9 月 10 日必着とします。

(4) その他

申込の受付期間終了後に受験日程等を郵送します。9 月 19 日までに届かない場合はお問い合わせください。

【受験申込み・お問い合わせ】

伊予市社会福祉協議会 総務福祉係

〒799-3127 伊予市尾崎 3-1（伊予市総合保健福祉センター内）

☎089-982-0393